

# 富里市高齢重度障害者介護支援事業補助金交付要綱

(平成24年1月17日告示第9号)

改正 平成25年4月1日告示第80号の5 平成28年3月31日告示第104号  
令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 市長は、加齢により医療的サービスや特別な配慮及び支援が必要となった重複障害者等（以下「高齢重度障害者」という。）の処遇の向上を図るため、これらの者が入所する障害者支援施設等を経営する事業者（以下「事業者」という。）に対し、当該者を支援する従業員の配置改善等に要する人件費その他の費用に関し、予算の範囲内において、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢重度障害者 障害者支援施設等に現に入所している者（市長が支給決定をした者に限る。）で別表第1の要件を満たすものをいう。
- (2) 障害者支援施設等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）及び同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた知的障害者援護施設のうち、同法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設で旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧省令」という。）第2条第1号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。以下「指定知的障害者更生施設」という。）をいう。
- (3) 高齢重度障害者介護支援事業 障害者支援施設等において高齢重度障害

者に対して医療的サービスその他の支援を行う事業（以下「事業」という。）をいう。

（対象施設）

第3条 事業の対象となる施設は、第2条に規定する障害者支援施設等（県内に住所を有する障害者支援施設等に限る。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は補助対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（暴力団密接関係者）

第3条の2 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、前条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する法人その他の団体）とする。

（対象施設の要件）

第4条 対象施設は、指定障害者支援施設にあつては、障害者の日常生活及び

社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「省令」という。）第4条の規定に定める看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員等を、指定知的障害者更生施設にあっては、旧省令第4条第1項第2号の規定に定める従業者を、これらの規定等に定める通常必要となる従業者の人員配置に加えて、常勤換算方法で高齢重度障害者の数を7で除した数以上配置していることを要件とする。

（補助基準額等）

第5条 この補助金の補助基準額、補助対象経費、補助率等は別表第2のとおりとする。

（実施の申請等）

第6条 事業を実施しようとする事業者は、富里市高齢重度障害者介護支援事業実施申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 身体障害者手帳及び療育手帳の写し
- (2) 診断書（助成対象者要件が判別できる内容であれば、様式は任意）
- (3) 個別支援計画書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定し、富里市高齢重度障害者介護支援事業承認（不承認）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の申請）

第7条 前条の規定により承認を受けた事業者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、市長が定める期日までに、富里市高齢重度障害者介護支援事業補助金交付申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときには、速やかに内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、富里市高齢重度障害者介護支援事業補助金交付決定（却下）通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 規則第7条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。

(変更の承認)

第10条 補助金の交付の決定を受けた事業者は、前条の規定により承認を受けようとするときには、富里市高齢重度障害者介護支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その結果を富里市高齢重度障害者介護支援事業変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書(別記第6号様式)により、事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助金の交付を受けた事業者は、規則第15条の規定により実績報告をしようとするときは、翌年度の4月5日までに、富里市高齢重度障害者介護支援事業実績報告書(別記第7号様式)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 高齢重度障害者介護支援事業補助金収支精算書(別紙)

(2) 事業に関する決算(見込)書抄本

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、規則第16条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、富里市高齢重度障害者介護支援事業補助金確定通知書(別記第8号様式)により事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第13条 規則第18条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、富里市高齢重度障害者介護支援事業補助金交付請求書(別記第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(概算払請求書)

第14条 規則第19条の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、富里市高齢重度障害者介護支援事業補助金概算払請求書(別記第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(書類等の整備及び保存)

第15条 事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類及びその証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。  
(失効)
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成25年4月1日告示第80号の5)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第104号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月14日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

高齢 重度 障害 者	年 齢	手 帳	医療的サービス、特別な配慮・支援の種類
	50歳以上	療育手帳を所持しかつ身体障害者手帳1級又は2級の者	次のいずれかの項目に該当する者 (①～④については、定期的に、あるいは頻回に受けていることを要する。) ①導尿を要する者 ②人工肛門又は人工膀胱を有し、管理を必要とする者 ③糖尿病のインシュリン注射を必要とする者 ④継続して人工透析を受けている者 ⑤アルツハイマー病等の認知症の診断を受けている者

別表第2（第5条関係）

補助対象施設の種類	基準額	対象経費	補助金額
指定障害者支援施設及び指定知的障害者更生施設	対象者1人あたり 日額 1,980円 (障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の算定の額に関する基準第4に規定する「重度重複障害者加算」の支給対象者と本事業の支給対象者が重複する場合の本事業の補助金の支給は、本補助金と国加算額分の差額のみとする。)	高齢重度障害者の支援にあたる従業者の人件費その他の費用	補助基準額(基準額欄の( )書きに掲げる、国加算額分の減額がある場合は、補助基準額と国加算額との差引額)と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方

別記

第1号様式（第6条第1項関係）

年 月 日

富里市長

様

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名

印

富里市高齢重度障害者介護支援事業実施申請書

富里市高齢重度障害者介護支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、必要書類を添付して、下記のとおり申請します。

記

市内 市外	施設利用者 氏 名	年齢	身体障害等級	病状
			知的障害程度	

備考 施設利用者は、富里市が支給決定をした者に限る。

(添付書類)

- 1 身体障害者手帳及び療育手帳の写し
- 2 診断書(助成対象者要件が判別できる内容であれば、様式は任意)
- 3 個別支援計画書の写し
- 4 その他参考となる書類

様

富里市長



高齢重度障害者介護支援事業承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった富里市高齢重度障害者介護支援事業について、富里市高齢重度障害者介護支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 承認する
- 2 承認しない理由

教示

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に富里市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分のお知らせを受けた日の翌日から起算して6か月以内に、富里市を被告として（訴訟において富里市を代表する者は、富里市長となります。）、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この処分のお知らせを受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することになります。

年 月 日

富里市長

様

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名

印

富里市高齢重度障害者介護支援事業補助金交付申請書

下記のとおり 年度富里市高齢重度障害者介護支援事業補助金の交付を受けたいので、富里市高齢重度障害者介護支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 富里市高齢重度障害者介護支援事業補助金所要額調書（別紙1）
- 3 当該事業に関する予算書抄本
- 4 その他参考となる書類（対象者の支援内容がわかるもの、診断書等

別紙1 (第7条関係)

富里市高齢重度障害者介護支援事業補助金所要額調書

施設名 \_\_\_\_\_

1 補助金所要額調書

(単位:円)

対象経費の総 支出予定額A	寄付金その 他の収入B	差引額 (A-B) C	補助基準額 D	国加算額(*) E	差引額 (D-E) F	選定額 G	補助金所要額 (G×1/2) H

(注)1 D欄～F欄は、それぞれ下表(基準額積算内訳)のK～M欄の合計額と一致すること。

- 2 G欄の「選定額」は、C欄とF欄を比較して少ない方の額を記入すること。(1円未満切り捨て)
- 3 H欄の補助金所要額は、小数点以下切り捨てとする。

2 対象経費の配分

(単位:円)

番号	支出科目	支出済額	備考
1			
2			
3			

3 基準額積算内訳

(単位:日、円)

番号	対象者名	利用日数 I	単価 J	基準額 (I×J) K	国加算額(*) L	差引額 (K-L) M	備考
1							
2							
3							
4							
5							
合計額							

(注)1 対象者ごとに段分けして記入すること。

- 2 L欄の国加算額(\*)は、障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の算定の額に関する基準第4に規定する「重度重複障害者加算」の金額を記入すること。

第 号  
年 月 日

様

富里市長



富里市高齢重度障害者介護支援事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった富里市高齢重度障害者介護支援事業補助金交付申請については、富里市高齢重度障害者介護支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付額を決定（却下）したので通知します。

記

1 次のとおり決定します。

- (1) 交付決定額 金 円
- (2) 交付条件

ア 事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止するときは、市長の承認を受けること。

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管すること。

2 次の理由により申請を却下します。

理由

教示

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に富里市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分のお知らせを受けた日の翌日から起算して6か月以内に、富里市を被告として（訴訟において富里市を代表する者は、富里市長となります。）、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この処分のお知らせを受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することになります。



第 号  
年 月 日

様

富里市長

印

富里市高齢重度障害者介護支援事業変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった富里市高齢重度障害者介護支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請については、富里市高齢重度障害者介護支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり変更・中止（廃止）を承認（不承認）したので通知します。

記

- 1 承認します。
  - (1) 決定の内容
  - (2) 変更の内容
    - ア 変更前
    - イ 変更後
  
- 2 承認しません  
理由

教示

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に富里市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、富里市を被告として（訴訟において富里市を代表する者は、富里市長となります。）、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この処分の通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することになります。

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

富里市長 様

所在地  
申請者 名 称  
代表者氏名 印

富里市高齢重度障害者介護支援事業実績報告書

年 月 日付けで補助金交付の決定のあった富里市高齢重度障害者介護支援事業補助金に係る事業について、富里市高齢重度障害者介護支援事業補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 富里市高齢重度障害者介護支援事業補助金収支精算書（別紙2）
- 2 当該事業に関する決算（見込）書抄本
- 3 その他参考となる書類

別紙2 (第11条関係)

富里市高齢重度障害者介護支援事業補助金収支精算書

施設名 \_\_\_\_\_

1 補助金収支精算書

(単位:円)

対象経費 の総支出 予定額A	寄付金 その他の 収入B	差引額 (A-B) C	補助基準額 D	国加算額 (* ) E	差引額 (D-E) F	選定額 G	補助金 所要額 (G10×10) H	交付決定額 I	補助金 受入済額J	差引過 不足額 (I-J) K

(注)1 D欄～F欄は、それぞれ下表(基準額積算内訳)のN～O欄の合計額と一致すること。

2 G欄の「選定額」は、C欄とF欄を比較して少ない方の額を記入すること。(百円未満切り捨て)

3 H欄の補助金所要額は、小数点以下切り捨てとする。

2 対象経費の配分

(単位:円)

番号	支出科目	支出済額	備考
1			
2			
3			

3 基準額積算内訳

(単位:日、円)

番号	対象者名	利用日数 L	単価 M	基準額 (L×M) N	国加算額(*) O	差引額 (N-O) P	備考
1							
2							
3							
4							
5							
合計額							

(注)1 対象者ごとに段分けして記入すること。

2 O欄の国加算額(\*)は、障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の算定の額に関する基準第4に規定する「重度重複障害者加算」の金額を記入すること。

第8号様式（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

富里市長

印

高齢重度障害者介護支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった富里市高齢重度障害者介護支援事業補助金については、富里市高齢重度障害者介護支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

交付確定額

円

第9号様式（第13条関係）

年 月 日

富里市長 様

所在地  
申請者 名 称  
代表者氏名

印

富里市高齢重度障害者介護支援事業補助金交付請求書

年 月 日付で額の確定のあった富里市高齢重度障害者介護支援事業補助金を富里市高齢重度障害者介護支援事業補助金交付要綱第13条の規定により請求します。

金 円

金融機関名	
預金種別	
口座番号	
口座名義人	

第10号様式（第14条関係）

年 月 日

富里市長 様

所在地  
申請者 名 称  
代表者氏名

印

富里市高齢重度障害者介護支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付で補助金交付の決定のあった富里市高齢重度障害者介護支援事業補助金を富里市高齢重度障害者補助金交付要綱第14条の規定により次のとおり概算払されますよう請求します。

金 円

金融機関名	
預金種別	
口座番号	
口座名義人	